Arts Aid KYOTO　京都市 連携・協働型文化芸術支援制度補助金

事業計画書【事業認定型】

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 種別 | （以下の内容を確認し、当てはまるもの全てにチェックをしてください）。[ ] 公演　　[ ] 展示　　[ ] リサーチ　　[ ] ワークショップ[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 分野※　複数回答可 | （以下の内容を確認し、当てはまるもの全てにチェックをしてください）。[ ] 文学　[ ] 音楽　[ ] 美術　[ ] 写真　[ ] 演劇　[ ] 舞踊[ ] 映画　[ ] 漫画　[ ] アニメーション[ ] 雅楽　[ ] 能楽　[ ] 文楽　[ ] 歌舞伎　[ ] 組踊[ ] 講談　[ ] 落語　[ ] 浪曲　[ ] 漫談　[ ] 漫才　[ ] 歌唱[ ] 茶道　[ ] 華道　[ ] 書道　[ ] 食文化　[ ] 国民娯楽（囲碁、将棋）　[ ] 出版物及びレコード等[ ] 上記に当てはまらないもの（　　　　　　　　　　　） |
| 実施場所 | [ ] オンライン開催の場合はこちらにチェックしてください。 |
| 入場数（予定） | 　　　名 |
| 広報手法 | [ ] ホームページ　（URL:　　　　　　　　　　　　　　　　）[ ] チラシ　　[ ] ポスター　　[ ] DM[ ] SNS（Twitter、Facebook、Instagram等）[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| 以下の項目について記入してください。※　事業が認定された場合、Kyoto Art Donation（<https://kyoto-art-donation.com/>）の寄付募集ページに掲載します。公表することを前提に記載をしてください。 |
|  | 事業の内容※　事業の意義や理念などではなく、活動の方法、場所、実施内容などが具体的に分かるよう記入してください。 | ※　事業内容の分かるホームページ、SNS等を作成されている場合はURL等を記入してください。【事業概要】【会期・実施日】【主催・共催など】【出演者・出展者など】【料金設定の有無】【料金設定有の場合、料金及び販売方法】【その他】  |
| 実施期間※　着手年月日～完了年月日を事業認定期間とします。※　認定期間内に事業を実施（公開）いただく必要があります。 | 着手年月日：令和　年　月　日開催期間　：令和　年　月　日～令和　年　月　日完了年月日：令和　年　月　日 |
| 実施に向けた事業スケジュール※　事業の実施予定時期のほか、告知開始時期など事業実施までの準備状況が分かるように記入してください。※　複数年にわたる事業【申請条件は募集案内参照】の場合は、各年度の取組内容が、それぞれ分かるように記入してください。 | （例）令和◯年◯月　ワークショップ実施令和◯年◯月　告知開始令和◯年◯月　チケット販売開始令和◯年◯月　公演実施 |
| 本事業を通じて京都市の文化芸術振興や市民還元に資する点 | ※　150～300字程度 |
| 今後の事業継続、発展について |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 寄付金等の調達計画※　調達方法、時期、現時点での見込みなどを可能な限り具体的に記入してください。※　寄付調達の見込みが著しく低いと思われる場合は不認定となることがあります。 | 【過去に寄付・協賛を獲得した実績】※申請事業と直接関連がない事業での実績でも結構です。　寄付・協賛を獲得した事業の概要、寄付・協賛者の概要、獲得金額について記載してください。【申請事業に係る寄付の呼び掛け先】【呼び掛け方法】【呼び掛ける時期】【現時点での見込み】 |
| WEBサイト「Kyoto Art Donation」の寄付募集ページにて、オンライン寄付決済システムを活用いただけます。以下、いずれかにチェックをしてください。[ ] オンライン寄付を受け付けない（寄付申出書のみでの寄付受付）。[ ] オンライン寄付を受け付ける。オンライン寄付を受け付ける場合、寄付の受付希望期間を設定してください。令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日※　終了日は最長で支出完了日又は当該年度2月末日のいずれか早い方の日付に設定できます。上記の期間よりさらに短い期間を設定いただくことも可能です。※　手数料負担はありません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| お礼の品 | 寄付者へのお礼の品等を検討されている場合は、内容及び価格を記載してください。（例）展覧会パンフレットへのお名前掲載（0円）、映画上映時に使用できる鑑賞券（1枚2,000円相当）※　寄付者のうち、企業や京都市内にお住まいの方に対しては、対価性の要素のあるものは提供いただけません。（対価性のあるものの提供は、京都市外にお住まいの個人の方に対してのみ可能です。）※　お礼の品は、「地場産品であるもの」で「寄付額の３割を超えないもの（10,000円の寄付の場合、3,000円以下のもの）」を設定する必要があります。【企業の方】【市内在住の個人の方】【市外在住の個人の方（※お礼の品の調達価格を付記してください。）】 |